

◆商工業事業者のみなさまへ◆

商工業振興支援条例改正のお知らせ

中頓別町では、「商工業振興支援条例」を改正し、既存の事業者様がより制度を使いやすく、また起業を考える方への後押しが出来る内容を盛り込みました。

令和6年4月1日より適用となります。是非ご活用についてご検討ください！



【5年経過後の再申請】

事業拡大・施設の改修に係る補助金の交付を受けた年度の末日から**5年経過した場合**



交付を受けた金額の範囲内で**再度補助金の申請が可能**

※ただし、この条例により受けられる補助金等の額は、一事業者につき通算で2,000万円まで

【事業拡大・施設の改修に係る支援】

- ①事業所・店舗の新築、事業の拡大や新規事業を実施する場合…最大700万円(投資額の1/2以内)
- ②上記により新規雇用を創出した場合…上限額を1,000万円に引上げ
- ③ ①の事業計画作成に係る補助…最大70万円(2/3以内)
- ④事業費が100万円以上となる施設設備等の改修を行う場合…最大200万円(事業費の1/2以内)
- ⑤事業費が30万円～100万円未満となる施設設備等の改良を行う場合…事業費の1/3以内

※営業日数に合わせ、補助金交付額に変動あり

【起業者への支援】

①営業日数と初期投資額に合わせ、補助金を交付

初期投資額 営業日数	500万円以上	100万円～ 500万円未満	30万円～ 100万円未満
年間180日以上 (月15日以上)	補助率1/2 (限度額700万円・新規雇用を創出した場合は限度額300万円加算)	補助率1/3	補助率1/4
年間150日以上 (月12.5日以上)	補助率1/3 (限度額500万円)	補助率1/4	補助率1/5
年間150日未満	補助率1/4 (限度額300万円)	補助率1/5	補助率1/6

②事業計画作成に係る補助…最大70万円(2/3以内)

活用を
検討してね！



【譲渡人への支援】

- ①第三者へ事業所等を継承することを確約した場合…施設改修費に対し最大300万円(2/3以内)
- ②第三者へ事業所等を譲渡した場合…譲渡協力金として100万円
- ③第三者へ事業所等を賃貸する場合…月額3万円(最大100万円まで)

【後継者への支援】 後継者が経営を継承する際の補助 ※継承前2年以内及び継承後5年以内

- ①事業所の新築、事業拡大・新規事業を実施する場合…中小企業資金融資の上限に300万円上乗せ
- ②施設設備を改修する場合…最大300万円
- ③ ①②を活用しない場合…継承時1回に限り100万円

◆お問い合わせ先◆

補助制度を活用するには条件があります。詳しくは下記までお問い合わせください！

産業課商工労働・観光まちづくりグループ (01634-8-7663) 中頓別町商工会 (6-1416)